## 新型コロナウイルス感染症にかかる市有施設及び市主催イベント 等の取扱いについて

## ■概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、令和3年3月21日に解除されることが 決定され、緊急事態宣言解除に伴い、県において、「埼玉県における3月22日以降の段 階的緩和措置等について」が示された。

そこで、市では、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対 応することとした。

記

## 1 市有施設の取扱い

基本的に、令和3年3月22日(月)から再開する。

ただし、貸館等においては、県の段階的緩和措置等の期間である同年3月31日(水)までの期間、午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等は行わない。

なお、再開にあたっては、感染防止対策を徹底する。

※再開する市有施設によっては、感染防止対策として、一部利用を制限するなどの対応を行う場合がある。

## 2 市主催イベント等の取扱い

国の示す目安を上限とし、かつ、営業時間の短縮要請に基づき、徹底した感染防止対策を講じて実施する。

※指定管理者に対しては市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

期間:令和3年3月22日(月)から令和3年4月11日(日)まで